

ご利用ください 申告の無料相談

◆青梅税務署の特別

確定申告相談・受付

所得税、贈与税及び個人消費税に関する申告書用紙の配布、作成指導と受付。

日時 2月20日(日)・27日(日) 午前9時～午後4時

◆税理士会の無料申告相談

場所 青梅税務署 ※2月20日(日)は、「青梅マラソン」開催のため税務署周辺道路は交通規制が敷かれますので、お車での来署はご遠慮ください。

◆確定申告出張相談会

青梅税務署による確定申告出張相談を行います。

年金受給者及び医療費・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける確定申告書の記載指導、また、所得税が還付となる申告書の受付も行います。



◆納め忘れはありませんか 次回の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

納期内納税にご協力を!

今月は、市都民税(第4期)の納期です。指定金融機関等で納めてください。

◆口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から自動的に振替《1月31日(月)》させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

◆納め忘れはありませんか

次回の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

- 市・都民税(第1～3期)
固定資産税・都市計画税(第1～3期)
軽自動車税(全期)
国民健康保険税(第1～5期)
介護保険料(第1～5期)

問合せ 収納課 収納係

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡所得・贈与税・消費税は税務署でご相談ください。

問合せ 青梅税務署 ☎042-822-3185

住宅用地の申告

◆住宅用地などの申告は 1月31日(月)までです

住宅用の土地に対する固定資産税・都市計画税には税負担を軽減する特例が設けられていますが、この住宅用地の特例を正しく適用するためには「住宅用地等申告書」を提出する必要があります。平成16年中に自己の所有する土地または家屋で、次に該当する場合は申告してください。

◆住宅用地の建て替え 特例措置があります

固定資産税の賦課期日(1月1日)前に、これまであった住宅を取り壊した(住宅用地として土地利用されていない)場合でも、住宅建て替えに着手しているなど、一定の要件で住宅用地の特例措置を受けられます。特例措置を受ける方は

申告する必要があります。問合せ 課税課 資産税係

問合せ 課税課 資産税係

募集

◆子ども家庭支援センター 嘱託職員募集

募集人員 1名
雇用期間 平成17年4月1日～平成18年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)

勤務日等 火曜から土曜日まで 1か月の勤務時間が128時間以内
勤務内容 子どもと家庭に係る総合相談業務全般

試験の方法 作文及び面接
なお、作文については、申し込み時に作文の課題をお渡しし、指定された期日まで提出していただきます。

公開します 市政情報
保護します 個人情報
ご利用ください 情報コーナー
情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問合せは、文書職員課文書係へ。

◆社会福祉協議会 嘱託職員募集
職種・募集人員 地域福祉権利擁護事業専門員1名

勤務内容 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で安心して生活が送れるよう、相談の受付、支援計画の作成、生活支援員の派遣調整等を行います。

応募資格 平成17年2月1日現在55歳未満の社会福祉に熱意のある方

勤務時間 月曜から金曜日の午前8時30分～午後4時
試験の方法 面接。2月2日(水)午後1時30分から。

曜日は除く)の間に本人が履歴書を持参の上、社会福祉協議会 ☎552-2121へ。

官公署だより

「多摩の未来を考える」
日時 1月31日(月)午後1時30分～4時30分 場所 府中の森芸術劇場ふるさとホール

内容 講演とパネルディスカッション
出演 星野知子氏(女優)、平野啓子氏(語り部)、高見澤邦郎氏(東京都立大学教授)、細野助博氏(中央大学教授)、青木國太郎氏(出町長)、石川良一(稲城市長)、清原慶子(三鷹市長)
か。定員500名 ※参加費無料。当日直接会場へ。

問合せ(助) 東京市町村自治調査会 ☎042-382-7722

2月の無料相談 ※休日・祝日を除く

Table with columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Includes items like 人権身の上相談, 登記相談, 法律相談, etc.

12月の横田基地飛行回数 問合せ 環境課 環境係

Table with columns: 測定場所, 飛行回数, 前年比. Includes rows for 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談(☎551-1511市役所代表)、教育相談(直通☎551-7700)は、各部署で毎日行っていますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》 広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552-5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。問合せ 秘書広報課 市民相談係